

# 青森県報

第六百八十二号

令和五年  
十一月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定…………… (同) …… 一

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 公安委員会
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計課) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第六百四十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年十一月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社おき薬局		むつ市柳町一丁目二の二四	令和五・二〇二四

### 青森県告示第六百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者をいう者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十一月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三	生活介護 工房めぐりの里	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の一六八四	令和五・二・一

### 青森県告示第六百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和五年十一月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定一般相談支援業者	名称	特定非営利活動法人どんぐりの家	特定非営利活動法人どんぐりの家
	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大森一丁目九〇	三戸郡三戸町大森一丁目九〇
一般相談支援事業を行う所	地域相談の種類	地域移行支援	地域定着支援
	名称	相談支援事業所どんぐり	相談支援事業所どんぐり
所在地	所在地	三戸郡三戸町大森一丁目九〇	三戸郡三戸町大森一丁目九〇
	指定期日	令和五・二・一	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更日
上北郡おいらせ町瀬野五〇の一外 (仮称)薬王堂おいらせ百石店	薬王堂おいらせ百石店・セブンイレブンおいらせ百石店 上北郡おいらせ町瀬野五〇の一外	令和五・〇・一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七 代表取締役 西郷辰弘	令和五・〇・一七
株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 永松文彦	株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 永松文彦	

四 届出年月日

令和五年十月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和五年十一月一日から令和六年三月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。



自動車の出入口の数及び位置	(位置は、届出書添付図面のとおりに)	位置の変更のみ(位置は、届出書添付図面のとおりに)
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 午前六時から午後九時まで	荷さばき施設1 午前六時から午後九時まで 荷さばき施設2 二十四時間

四 届出年月日

令和五年十月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和五年十一月一日から令和六年三月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月一日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 物品等の名称及び数量

青森県警察県内WAN端末等機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年十月二十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社青森共同計算センター  
青森市第二問屋町三丁目一〇の二六

六 落札金額

一千二百五十万七千円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年九月八日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第307号）第4条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第12条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月一日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察IT戦略システム機器賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和五年十月二十日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社青森共同計算センター  
青森市第二間屋町三丁目一〇の二六
- 六 落札金額  
百四十万二千五百円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和五年九月八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭